

高速道路の新たな料金制度に対する意見書

国土交通省が発表された「高速道路の当面の新たな料金割引について」において、これまでの休日上限 1, 0 0 0 円を継続し、新たに平日上限 2, 0 0 0 円を導入することなどが示された。

この中で、昨年 4 月の発表では、上限料金について別料金としないとされていた大都市近郊区間が、今回、現行通り別料金とされたことは、基本的にこの区間を経由しなければ他府県に移動できない本市にとって、非常に不利な扱いとなっている。

また、阪神高速を通過し N E X C O 区間を利用する場合、前後区間の上限料金乗り継ぎが適用されないことなど、阪神高速を利用する機会の多い本市にとって、他の地方部に比べ大変不利な内容となっている。

高速道路の料金施策は、例えば無料化社会実験が実施されている地域との間に観光振興や物流効率化など新たな格差が生じ、地域に与える影響が非常に大きい施策である。

このため、新たな料金施策の導入に当たっては、地域間格差の是正や利用者負担の公平という観点から下記の事項について強く要望する。

記

1. 他地域への移動で大都市近郊区間を通過せざるを得ない地域が不利にならないよう、上限料金は大都市近郊区間を別料金としないこと。
2. 阪神高速をより有効に利用するため、通過利用の前後 N E X C O 区間に上限料金の乗り継ぎを適用すること。
3. 阪神圏の利用しやすい新たな料金体系の検討については、本市など関係自治体の意見を聴くこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 3 年 3 月 2 3 日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	大畠章宏	殿